

【6月30日更新】新型コロナウイルス関連情報（第54報）

●DC市長は、独立記念日の際のプライベート・イベントにおいても社会的距離を維持する等、注意を呼びかけました。

●VA州知事は、今夜午前0時にフェーズ3に移行するにあたり、レストランでのバー席の使用が引き続き禁止されると発表しました。

1. 本日（6月30日）17時現在の当地における感染者数は以下のとおりです。

（1）ワシントンDC：10,327名（死亡551名）

◎地域別感染者数はこちら

<https://coronavirus.dc.gov/page/coronavirus-data>

（2）メリーランド州：67,559名（死亡3,062名）

◎地域別感染者数はこちら

<https://coronavirus.maryland.gov/>

（3）バージニア州：62,787名（死亡1763名）

◎地域別感染者数はこちら

<http://www.vdh.virginia.gov/coronavirus/>

◎DMVにおける感染者数の推移

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html#4

2. 連邦・各州政府の措置等

（1）CDCは、新型コロナウイルスの典型的症状として以下を示しています。

- ・発熱／悪寒
- ・咳
- ・息切れ／呼吸困難
- ・倦怠感
- ・筋肉痛／体の痛み
- ・頭痛
- ・新たな味覚や嗅覚の喪失
- ・喉の痛み
- ・鼻づまり／鼻水
- ・吐き気／嘔吐
- ・下痢

※上記症状は新型コロナウイルスの全ての症状を示すものではないとし、その他症状であっても重度であったり懸念がある場合は医療提供者に相談すべきとしています。

CDCが示す緊急の対応が必要である場合の目安は以下のとおりです。緊急時には、911に連絡し、コロナウイルスに感染している又は感染している可能性があることをオペレーターに伝え、可能であれば、救急隊が到着する前に布製のフェイスカバーを着用するよう呼びかけています。

- ・呼吸困難
- ・持続的な胸の痛みや圧迫感
- ・新たな意識障害（New confusion or inability to arouse）
- ・唇や顔の青み

◎詳しくはこちら

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/symptoms-testing/symptoms.html>

(参考) 日本の厚生労働省は、緊急の対応が必要である場合の目安を以下のとおり示しています。

<表情・外見>

- ・顔色が明らかに悪い。
- ・唇が紫色になっている。
- ・いつもと違う、様子がおかしい。

<息苦しきなど>

- ・息が荒くなった(呼吸数が多くなった)。
- ・急に息苦しくなった。
- ・日常生活の中で少し動くと息があがる。
- ・胸の痛みがある。
- ・横になれない。座らないと息が出来ない。
- ・肩で息をしている。ゼーゼーしている。

<意識障害など>

- ・ぼんやりしている(反応が弱い)。
- ・もうろうとしている(返事がない)。
- ・脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする。

◎詳しくはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/content/000625758.pdf>

(2) ワシントン DC

本日、バウザーDC 市長は、独立記念日の際のプライベート・イベントにおいても、主な点以下のとおり留意するよう呼びかけました。

- 独立記念日は自宅で祝うように。
- 屋内活動より屋外活動の方が好ましいが、ウイルスは屋外でも拡散する。
- 社会的距離が維持できるスペースを確保する。
- 体調が悪い場合はイベントをキャンセルする。

◎詳しくはこちら(プライベート・イベントを主催する際の留意点を含む)

https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/page_content/attachments/Situational-Update-Presentation_063020.pdf

(3) メリーランド

6月26日から本日にかけて、ホーガン州知事は以下を発表しました。

ア 本日、公共サービス料金未払いによるサービス停止および遅延料の賦課禁止の期限を8月1日まで延長する州知事令を発出(以前の州知事令では7月1日まで)。

◎州知事令についての詳細はこちら

<https://governor.maryland.gov/wp-content/uploads/2020/06/Utility-Shutoffs-and-Late-Fees-3d-Amended-6.29.20.pdf>

イ 6月26日、即日で検査結果を受け取ることができるボルチモア市内検査場の開設を発表。これは、Target 駐車場(2401 Liberty Heights Avenue)に設けられたテントにて無料で提供されるもので、検査には事前登録(401-318-5028:月曜~土曜午前8:30~午後5:00)が必要。

◎本検査場についての詳細はこちら

<https://governor.maryland.gov/2020/06/26/cvs-health-governor-hogan-congressman-mfume-mayor-young-announce-opening-of-covid-19-rapid-testing-site-in-baltimore/>

◎メリーランド州の検査場検索はこちら

<https://coronavirus.maryland.gov/pages/symptoms-testing>

ウ 6月26日、介護付き住宅施設の運営及び訪問基準等について発表。

(新基準の主な内容)

○施設は、訪問者に対して検温等のスクリーニングを実施

○施設従事者及び訪問者は、施設内ではマスクを着用。居住者は自室外ではマスクを着用

○病床50床以下の施設は、居住者及び従事者に陽性者が出た場合は地方保健局に報告し、新規感染者が14日以上出なくなるまで毎週検査を実施。病床50床以上の施設は、従事者・ボランティア・関連業者に対して毎週検査を実施。

○居住者に対しては、検温、酸素飽和度検査などをはじめ、感染症症状の有無につき毎日スクリーニングを実施等

◎詳しくはこちら

<https://governor.maryland.gov/2020/06/26/governor-hogan-announces-safe-and-phased-reopening-plan-for-assisted-living-facilities/>

(4) バージニア

6月25日から本日にかけて、ノーザム州知事は以下の発表を行ないました。

ア 今夜(7月1日)午前0時にフェーズ3に移行するにあたり、レストランでのバー席の使用が引き続き禁止される。VA州の主要な健康指標は改善しているが、他の州で感染のサージが発生していることを踏まえ慎重な対応をとったもの。社会的距離のガイドラインを守らずにバーエリアに客が集まる可能性を減らすため、レストランのバー席等の密集エリアは、一時的な通行のための利用を除いて閉鎖される。レストランは、テーブルとテーブルの間に最低6フィートの距離が確保されている限り、バーエリアでバー以外の席を使用することができる。

◎詳しくはこちら

<https://www.governor.virginia.gov/newsroom/all-releases/2020/june/headline-859008-en.html>

イ 6月29日、COVID-19による立ち退きや差し押さえに直面している世帯に金融支援を行う「バージニア州家賃・住宅ローン救済プログラム(RMRP)」を開始。対象となる世帯は、COVID-19のパンデミックにより家賃や住宅ローンの支払いができないことを証明しなければならず、対象となる家賃や住宅ローンは公正市場家賃(FMR)の150%以下、世帯総収入が地域中央値所得(AMI)の80%以下の世帯であることが条件。

◎詳しくはこちら

<https://www.governor.virginia.gov/newsroom/all-releases/2020/june/headline-858911-en.html>

ウ 6月25日、州内のDMVオフィスが未だ限定的な再開であることを踏まえ、7月31日までに失効する自動車運転免許証や身分証明証等の有効期限をさらに90日間延長(ただし、10月31日を越えないこと)する措置を発表。

○3月15日~4月30日の失効: 今回の延長措置により、計180日の延長が認められる。

例) 3月17日に失効した運転免許証は、これまでの有効期限延長措置(90日間)により、6月15日までに更新することが求められていたが、今次措置により9月13日が新たな更新期限となる。

○5月1日~7月31日の失効: 10月31日を越えない限りにおいて、計180日の延長が認められる。

(例) 7月17日に失効する運転免許証は、これまでの有効期限延長措置(90日間)により、8月31日までに更新することが求められていたが、今回の延長措置により10月31日が新たな更新期限となる。

○7月31日より後の失効：記載された有効期限内に更新手続きを行わなくてはならない。
例) 8月2日に失効する運転免許証は、8月2日が更新期限。

◎詳しくはこちら

https://www.dmv.virginia.gov/general/news/pressReleases/#/News_Article:14220

(注) 各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

(注) 上記のほかにも、連邦・州・地方政府（郡、市など）レベルで感染拡大を抑制するための各種措置がとられています。特にお住まいの郡や市など地方政府が発信する情報には生活に密接に関わるものが多く含まれていますので、各自において最新情報の把握に努めてください。

3. 当館ホームページに新型コロナウイルス関連情報を掲載しています。情報収集の一助としてご活用ください。

◎当館 HP（新型コロナウイルス関連情報）

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html

4. 当館では、3月18日以降、当館領事班の人員体制を縮小しています。お急ぎでない手続きについては、ご来館の時期を再検討願います。

◎当館領事窓口をご利用予定の皆様へ（お願い）

<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/announcement//20200427importantmessagecoronavirus.pdf>

5. 新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館（領事班）まで御一報願います。

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所：2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話：202-238-6700（代表）

HP：https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html